



広島県医師国保組合
☎ 082-233-2424

平成26年 医師国保組合保険料のお知らせ

平成26年中の医師国保保険料は、つぎのとおりです。

確定申告には「保険料納付証明書」の提出は不要ですが、何らかの理由で必要な場合は「証明願」により医師国保へ申請してください。

ひとりあたり

区分	月額				年額 (1月～12月まで在籍の方)	
	保険料 ① 【医療分+後期高齢者支援金分】		介護保険料 ② 【40歳から64歳の方】		40歳未満の方 65歳から74歳の方	40歳から64歳の方
	1月～3月(A)	4月～12月(B)	1月～3月(A)	4月～12月(B)	①(A)×3+①(B)×9	②(A)×3+②(B)×9
第1種組合員 【医師】	18,000円	21,400円	3,700円	3,900円	246,600円	292,800円
第2種組合員 【医師以外の従業員】	13,000円	15,400円			177,600円	223,800円
家族	10,000円	12,400円			141,600円	187,800円

区分	保険料 月額	保険料 年額 (1月～12月まで在籍の方)
第3種組合員 【75歳以上の医師】	2,000円	24,000円

- (注)
- 40歳から64歳の方は、保険料に介護保険料を合算した額を納付いただいています。
 - 第3種組合員は、後期高齢者医療制度加入の75歳以上の医師で、医師国保の被保険者ではない組合員です。保険料は、社会保険料控除の対象となります。
 - 平成26年途中につき該当される場合は、月額を参照のうえ算出してください。
 - ・医師国保に加入した方または医師国保をやめた方
 - ・40歳になった方または65歳になった方
 - ・75歳になった方
 - 後期高齢者支援金分の保険料は、1人あたり、平成26年3月までは2,000円、平成26年4月から3,400円です。

ご注意ください！

生命保険料控除の介護医療保険料について

平成24年の保険料控除申告書に、新しく介護医療保険料の控除が追加されました。この介護医療保険料は、生命保険の区分となりますので、医師国保の介護保険料ではありません。医師国保に納めた保険料（介護保険料を含む）は、社会保険料控除となります。